平成26年第3回

笠置町議会定例会会議録

(第1号)

平成26年9月11日

京都府相楽郡笠置町議会

# 平成26年第3回(定例会) 笠置町議会 会議録(第1号)

招集年月日	平成26年9月11日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成26年9月11日 9時31分		議長	西岡良	祐	
	散 会	平成26年9月11日 11時55分		議長	西岡良	祐	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 1名
	1	田中良三	0	5	瀧口一弥	0	
	2	向出 健	0	6	石田春子	×	
	3	大倉 博	0	7	杉岡義信	0	
	4	西村典夫	0	8	西岡良祐	0	
地方121条 自治条より 規 説明 は 所 し 氏	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	
	町 長	松本 勇	0	建設産業 課 長	市田精志	0	出席
	参事	田中義信	0	人権啓発課 長	増田好宏	0	8名
	総務財政課 長	前田早知子	0	保健福祉課 長	東達広	0	欠席 0名
	企画観光課 長	山本和宏	0	税住民課長	石川久仁洋	0	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	0	局長補佐	穂森美枝	0	
会 議 録 署名議員	1 番	田中良	三	2 番	向 出	健	
議事日程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

# 平成26年第3回笠置町議会会議録

# 平成26年9月11日~平成26年9月25日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

平成26年9月11日 午前9時30分開議

第1	会議録署名議員の指名				
第2	会期の決定				
第3	諸般の報告				
第4	認定第1号	平成25年度笠置町一般会計決算認定の件			
第5	認定第2号	平成25年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件			
第6	認定第3号	平成25年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件			
第7	認定第4号	平成25年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件			
第8	認定第5号	平成25年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件			

開 会 午前9時31分

議長(西岡良祐君) 皆さん、おはようございます。

冒頭に申し上げます。

過日、台風により全国各地で甚大な被害をもたらしました。京都府福知山市での土砂災害等、広島県での大規模土砂災害で多くの命が奪われ、今なお行方がわからない方がおられます。

被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに犠牲となられました皆様 方に対し、謹んでお悔やみを申し上げ、御冥福をお祈りいたしまして黙祷をささげたいと思 います。皆さん御起立ください。

黙祷。

(黙 祷)

議長(西岡良祐君) お直りください。

御着席ください。

議長(西岡良祐君) なお、本日、石田春子議員から、入院のため欠席届が提出されておりま すので、御報告申し上げます。

ただいまから平成26年9月第3回笠置町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長(西岡良祐君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番議員、田中良三君及び2番議員、向出健君を指名いたします。

議長(西岡良祐君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。会期は本日から9月25日までの15日間に決定 いたしました。 \_\_\_\_\_

議長(西岡良祐君) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告を行います。

去る7月25日、京都ルビノ堀川におきまして全議会研修会が開催され、議員全員が出席 いたしました。

ことし、京都府町村議会議長会が創立65周年を迎え、記念特別研修会が開催されました。 内容につきましては、町村議会の責務と役割の重大さを自覚するとともに、町村行財政運営 の一層の効率化、適正化を推進し、地方自治の発展を尽くし、議員として資質のさらなる向 上及び情報収集を図る研修でありました。

8月6日、7日と町村議会議長管内行政視察研修が開催されまして出席いたしました。本 府内の先進的な施策等を視察することにより、町村議会議長としての見識を深め、各町村の 諸施策に反映させるとともに、今後の町村自治のさらなる振興に資することの研修でありま した。

8月21日、市町村1期目議員研修会が開催されまして、1期目議員が出席いたしました。 住民に最も身近な代表として、地方自治制度の基本的な仕組みを理解し、議会の責務と役割 の重要性を認識し、議員としての視野を広げ見識を深める研修会でありました。

9月3日、京都市におきまして、町村議会議長会主催により府政懇談会が開催されまして 出席いたしました。京都府知事初め副知事、府幹部の出席のもと各町村の要望を行いました。 笠置町の要望につきましては、明日の村人移住促進事業及び京都式地域包括ケア推進事業に ついて要望をしました。また、山城地区議長連絡協議会より、国・府へ要望を提出いたしま した。笠置町の要望につきましては、国道163号線にかかわる歩道整備及び拡幅、改良等 の早期完成及びJR関西本線の列車体系の維持と利便性の確保と整備促進について。それと もう1件、府道笠置山添線の改良と拡幅の早期完成を要望いたしました。それに伴いまして、 議会会議規則第129条の規程により議員派遣を行いました。

議会運営につきまして、今定例会におきまして、不穏当な発言があった場合には、後日会 議録を調査して善処いたします。

以上、議会報告といたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。町長(松本 勇君) 皆さん、おはようございます。

本日、9月定例会を開催いたしましたところ、議員各位には公私とも何かと御多用のとこ

ろ御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

ことしの夏は酷暑があると思えば長雨となり、また台風の襲来など天候不順な夏でもありました。全国各地では水害、土砂災害が多発をいたしました。特に、広島市、福知山市では大きい被害となりました。亡くなられた皆様方には御冥福をお祈り申し上げ、被災者の皆様方にはお見舞いを申し上げながら、一日も早い御復興をお祈り申し上げたいと思います。

幸い当町には、大きい被害は昭和61年以後発生はいたしておりませんが、地すべりの発生しやすい地形であったり、土砂災害警戒区域の調査でもレッドゾーン、イエローゾーンの警戒区域が指定され、今後十分な注意と改善が早期に望まれるところであります。

昨今、ようやく気温も下がってまいりまして、朝晩過ごしやすくなってまいったわけでございますが、台風シーズン真っただ中でございます。今後とも十分な注意が必要と思われます。

それでは、今後の当町の行事予定、あるいは事業の紹介をしながら、皆様方のお考えをお 聞かせいただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、担当課では準備を進めているところでございますが、 80周年記念行事があります。11月予定でございますが、早くに躯体計画をと思っている ところでございます。

2点目ですが、町内の資源の有効利用を早期に具体化していきたいと考えております。例 えば、ワイナリーですとか、梅の植栽であります。

3点目ですが、ごみ処理を現在相楽東部広域連合でやっているわけでございますが、4年後に地元との契約が切れますことから、それぞれの自治体独自のごみ処理が求められているところであります。これに向かって当町では平成22年から進めておりますマイクロガス化プラントの検討が急がれるところであります。

4点目でございますが、デイサービスの民営化に向かって、より充実したサービスの提供を目指し、平成27年4月1日からの移譲を計画中であります。

5点目でございますが、鍋フェスタでありますが、町の活性化を目指し用意を進めている ところでございます。

議員各位、そして町民の皆様方の御協力をいただきながら、事業の実現に向かって努力を してまいる所存でございます。何とぞ今後とも御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、9月定例会に御提案を申し上げます案件は、決算認定5件、議事案件12件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算監査につきましては、平成26年8月6日から8日まで会計監査員2名によりまして、各課の監査をお受けいたしました。その意見につきましては、後ほど説明があると思いますが、特に講評としてお伺いいたしましたのは、一つには不納決算処理について、2つ目には各種団体の補助金の適正化、3つ目には土地貸借契約の適正化、4つ目には限られた財源の中で5年後、10年後を見据えて、介護等、福祉の充実について、5点目には今後のクリーンセンターの適正な運営、6つ目にはいこいの館の今後について、特に指摘を受けたところでございます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

6月6日、開庁記念式典が府民ホールで開催されまして、当町から石田春子議員が表彰されました。

6月23日、笠置町同和教育推進協議会の研修と総会が笠置会館で開催されました。

6月27日、山城地域農業振興協議会理事会が宇治田原町さざんかホールで開催され、本年より2年間、当町が農振協の会長に当たっております。

6月28日、部落解放同盟山城地域総会がコミュニティーうじで開催されました。

7月1日、山城産米改善運動推進本部総会が八幡市文化センターで行われました。

7月2日、社会を明るくする運動街頭啓発が6時半から8時30分まで、その後推進委員会が開催され、各種団体からの取り組み、課題等について発表されました。

また、同日木津警察署とともに公用車の青パト出発式がとり行われました。

同日、京都府知事と市町村との会議が京都ガーデンパレスで行われ、各町村の課題について論議されました。

また、同日、同場所で住宅新築資金議会が開催されました。

7月3日、木津土木事務所長、ほか4名の職員が来庁され、笠置町内における木津土木事 務所の関係の仕事の進捗状況について説明、意見交換を行いました。

7月7日、相楽東部広域連合定例会が和東町議会で開催されました。

7月8日、城南土地開発理事会が城陽市役所で開催されました。

7月14日、林道協議会総会が和東町で開催されました。

なお、同日、木津川治水会総会が精華町役場で開催されました。

7月18日、相楽中部消防本部管理者団会と議会が開催されました。

なお、同日、町村長の研修がホテルセントノームで開催されました。

7月19日、ちびっこまつりが笠置会館で行われ、夏休みに入ったばかりの子供たちの元

気な声が一日中響きわたっておりました。

7月22日、市町村会と各部長との意見交換会が開催され、各町村と京都府との意見交換、 要望を行ってまいりました。

7月24日、第64回社会を明るくする運動が行われ、犯罪や非行を防止し、立ち直りを 支える地域の力をテーマに、更生保護女性会が主催をされました。

7月27日、相楽東部消防操法大会が精華町川西小学校で行われ、笠置町消防団が優勝されました。団員の皆様には毎夜の練習の成果が出たと考えております。本当におめでとうございます。御苦労さまでございました。

なお、同日、知事との和い和いミーティングが宇治茶業センターで開催されました。

7月28日、木津川上流総会が宇陀市役所で開催されました。同日、町村長と知事との懇談が京都市内で行われました。

7月29日、相楽東部広域連合公害防止委員会が和東町クリーンセンターで開催されました。

7月30日、宇治木屋線総会が和東町役場で開催されました。

8月3日、京都府消防操法大会が府立丹波自然公園で開催されました。

8月5日、人権強調月間街頭啓発が笠置駅周辺で行われました。

8月7日、関西本線電化促進協議会総会が産業振興会館で行われました。

8月8日、関西本線木津亀山複線化促進同盟総会が伊賀市で開催され、同日、第1回笠置 町農業委員会総会が開催をされました。

8月18日、森と緑の振興会総会が相楽会館で開催されました。

8月19日、相楽郡暴力追放対策協議会総会が笠置町産業振興会館で行われました。

8月12日、土木二団体総会が京都平安会館で開催され、同時に淀川上流国営公園推進行 政連絡会等、4団体の総会が行われました。

8月26日、少子化対策懇談会が松村こども・少子化対策監、保健所の今村課長が来庁され、少子化に対する意見交換を行ってまいりました。

8月27日、国道163号整備促進協議会が木津川市役所で行われました。

8月31日、京都府避難訓練が木津川市で開催されました。

9月2日、農政懇談会が京田辺 J A本店で行われました。

9月4日、笠置町戦没者追悼式が産業振興会館で開催されました。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

\_\_\_\_\_\_

議長(西岡良祐君) 日程第4、認定第1号、平成25年度笠置町一般会計決算認定の件を議 題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 認定第1号、平成25年度笠置町一般会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成25年度笠置町一般会計の歳入総額は14億514万8,720円、歳出総額が13億4,646万2,345円、歳入歳出差引額が5,868万6,375円、翌年度に繰り越すべき財源が108万5,000円を引いた実質収支額が5,760万1,375円となっております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者(前田早知子君) 失礼します。おはようございます。

認定第1号、平成25年度の一般会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まず、歳入のほうから説明させていただきます。

決算書の1ページをごらんいただきますようにお願いいたします。

説明に当たりましては、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。 なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、説明させていただきます。

町税、1億6,482万2,000円、1億7,785万6,271円、1億6,089万4,246円、212万6,578円、1,483万5,447円、マイナス392万7,754円。

地方譲与税、660万円、調定額、収入済額ともに658万2,000円、マイナス1万8,000円。

利子割交付金、63万円、調定額、収入済額ともに52万1,000円、マイナス10万9,000円。

配当割交付金、40万円、調定額、収入済額ともに81万7,000円、41万7,000円。

株式等譲渡所得割交付金、8万1,000円、調定額、収入済額ともに128万9,000円、120万8,000円。

地方消費税交付金、1,635万円、調定額、収入済額ともに1,528万3,000円、マイナス106万7,000円。

ゴルフ場利用税交付金、4,000万円、調定額、収入済額ともに4,656万 1,476円、656万1,476円。

自動車取得税交付金、240万円、調定額、収入済額ともに243万6,000円、3万6,000円。

地方特例交付金、15万円、調定額、収入済額ともに12万6,000円、マイナス2万4,000円。

次のページになります。

地方交付税、7億304万1,000円、調定額、収入済額ともに7億1,063万 8,000円、759万7,000円。

分担金及び負担金、471万4,000円、629万4,560円、622万 3,120円、7万1,440円、150万9,120円。

使用料及び手数料、1,574万2,000円、1,742万1,090円、 1,394万9,220円、347万1,870円、マイナス179万2,780円。

国庫支出金、1億3,434万7,000円、調定額、収入済額ともに9,583万259円、マイナス3,851万6,741円。

府支出金、9,040万9,000円、調定額、収入済額ともに8,916万538円、マイナス124万8,462円。

財産収入、15万2,000円、調定額、収入済額ともに13万2,948円、マイナス 1万9,052円。

寄附金、108万9,000円、調定額、収入済額ともに108万7,700円、マイナス1,300円。

繰入金、2,806万2,000円、調定額、収入済額ともに2,759万9,135円、マイナス46万2,865円。

繰越金、2,474万1,000円、調定額、収入済額ともに2,824万6,336円、

350万5, 336円。

続いて5ページになります。

諸収入、1億1,814万4,000円、調定額、収入済額ともに1億1,613万 1,742円、マイナス201万2,258円。

町債、1億614万円、調定額、収入済額ともに8,164万円、マイナス2,450万円です。

歳入合計は14億5,801万4,000円、14億2,565万4,055円、14億514万8,720円、212万6,578円、1,837万8,757円、マイナス5,286万5,280円となります。

続いて、歳出に移らせていただきます。

歳出につきましては決算書7ページとなります。

歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、 予算現額と支出済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしくお 願いいたします。

議会費、4,674万5,000円、4,640万6,837円、33万8,163円、 33万8,163円。

総務費、3億5, 133万4, 721円、3億3, 855万1, 381円、1, 278万3, 340円、1, 278万3, 340円。

民生費、3億6,721万2,000円、3億5,822万6,592円、898万5,408円、898万5,408円。

衛生費、1億7,862万9,000円、1億6,687万4,482円、1,175万4,518円、1,175万4,518円。

農林水産業費、2,021万円、1,984万1,473円、36万8,527円、36万8,527円。

商工費、5,834万円、5,776万2,523円、57万7,477円、57万7,477円。

土木費、1億5,939万5,000円、9,613万8,736円、5,804万円、521万6,264円、6,325万6,264円。

続いて、9ページに移らせていただきます。

消防費、6,351万2,000円、6,269万2,529円、81万9,471円、81万9,471円。

教育費、5, 185万6, 000円、4, 393万6, 000円、792万円、792万円。

公債費、1億5, 421万3, 000円、1億5, 406万6, 507円、14万6, 493円、14万6, 493円。

諸支出金、11万1,000円、ゼロ円、11万1,000円、11万1,000円。 予備費、9,279円、ゼロ円、9,279円、9,279円。

災害復旧費、644万7,000円、196万5,285円、372万4,000円、75万7,715円、448万1,715円。

歳出合計は、14億5,801万4,000円、13億4,646万2,345円、6,176万4,000円、4,978万7,655円、1億1,155万1,655円。 続いて、135ページをごらんいただきたいと思います。実質収支に関する調書になります。

歳入歳出差引額が5,868万6,375円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が108万5,000円、実質収支額は5,760万1,375円、地方自治法第233条の2の規定により、基金への繰入額を2,881万円計上しております。

決算書の136ページ以降は、財産に関する調書となります。以上で、一般会計歳入歳出 決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長(西岡良祐君) 監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員(西村典夫君) それでは、監査委員から意見書を報告させていただきます。

# 1. 審查対象

- (1) 平成25年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 平成25年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 平成25年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 平成25年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 平成25年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (6) 財政健全化判断比率の状況
- (7) その他関係帳簿及び台帳
- 2. 決算審査日 平成26年8月6日から8日

3. 出席者、町長、参事、総務財政課長兼会計管理者、関係課長であります。

#### 審査の総括意見

平成25年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、 関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課などから提出された関係書類等を照合した。あわせて予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し、審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において、間違いなく整理され、正確かつ適正なものであったと認めた。

当該年度の決算審査においては、特に町税を初めとする各種収入に対する未収金の取り扱いについて重点を置いたが、未収金の取り扱いについては非常に繊細であり、ともすれば住民サービスに対する公平負担の必要性の欠落を招き、結果、住民の行政不信につながるものである。税の未収金であれば、地方自治法並びに地方税法にのっとり、最終的に不納欠損処理を行うこととなるが、その処理に至るまでの経緯、手法が重要であり、未納者との十分な納税折衝、納税促進が必要不可欠である。

今回の監査では、適切に督促状の発布などをされていることが確認されたが、税収並びに 公共料金収入は町の財政の大切な財源であるがゆえに改めて意見を付するものである。

また、各種団体などへの補助金支出についても重点的に審査をしたところである。

笠置町の財政状況が従前より良好ではない中で、要綱などにのっとり補助金の支出を行っているが、補助金の受け入れ先において剰余金が生じていることがある。剰余金が生じているのであれば実態把握を行い、適正な補助金執行に努めること、行政機関が実施できない、もしくは実施することが必ずしも適切でないなどの理由から、補助金を受け入れ先において事業を実施されているが、笠置町の財政事情に応じた補助基準に見直すことも必要である。

最後に、一般会計並びに特別会計において、限られた財源の中で住民サービスとなる各種施策を講じていることが、決算書などにより読み取ることができるが、適正な歳入歳出予算の計上を心がけるとともに、的確かつ効率のよい行財政運営を行っていけるかが重要な課題であり、笠置町の5年後、10年後の未来を見据えた事業の計画・執行を図られることを強く望んで、総括意見とする。

#### 審査の結果

#### (1)決算規模

平成25年度笠置町一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

区分、予算現額、決算額、歳入額、歳出額、差引額。

一般会計、14億5,801万4,000円、14億514万9,000円、13億4,646万3,000円、5,868万6,000円。

特別会計、6億1,456万3,000円、6億6,211万7,000円、5億8,119万5,000円、8,092万2,000円。

合計、20億7, 257万7, 000円、20億6, 726万6, 000円、19億2, 765万8, 000円、1億3, 960万8, 000円。

#### (2) 決算収支

平成25年度決算額は、一般会計においては、歳入総額14億514万9,000円、歳 出総額13億4,646万3,000円で、形式収支額となる歳入歳出差引額は 5,868万6,000円を計上している。また、翌年度に繰り越す事業に必要な財源 108万5,000円を除いた実質収支額は5,760万1,000円となり、単年度収支 額は617万6,000円の黒字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額6億6,211万7,000円、歳出総額5億8,119万5,000円で、歳入歳出差引額は8,092万2,000円を計上している。

#### (3)予算の執行状況

歳入は一般会計、特別会計合わせて予算現額20億7,257万7,000円に対し、決算額20億6,726万6,000円で、収入率は99.7%となっている。

歳出は一般会計、特別会計合わせて予算現額20億7,257万7,000円に対し、決算額19億2,765万8,000円で、執行率は93%となっている。

一般会計及び特別会計、それぞれの執行状況は、次のとおりである。

#### 会計別執行状況

区分、予算額、歳入決算額、金額、収入率、歳出決算額、金額、執行率。

一般会計、14億5,801万4,000円、14億514万9,000円、96.4%、 13億4,646万3,000円、92.3%。

国保会計、2億5,229万2,000円、2億9,339万8,000円、 116.3%、2億3,111万2,000円、91.6%。

簡水会計、6,511万1,000円、6,435万円、98.8%、6,243万7,000円、95.9%。

介護会計、2億3,489万8,000円、2億4,330万4,000円、

103.6%、2億2,718万3,000円、96.7%。

後期高齢会計、6,226万2,000円、6,106万5,000円、98.1%、6,046万3,000円、97.1%。

合計、20億7, 257万7, 000円、20億6, 726万6, 000円、99. 7%、19億2, 765万8, 000円、93%。

#### (4) 財政状況等など。

#### 一般会計

平成25年度における決算額は、歳入総額14億514万8,720円、歳出総額13億4,646万2,345円で、歳入歳出差引額、形式収支として5,868万6,375円を計上している。また、翌年度に繰り越すべき財源となる金額108万5,000円を除いた実質収支は5,760万1,375円の剰余金を計上している。

本年度については、一般財源の補塡となる財政調整基金の取り崩しを実施しておらず、なおかつ、平成24年度の実質収支額の2分の1となる2,571万3,000円を当該基金に積み立てているものである。

地方財政法によれば、剰余金の全部もしくは一部を基金に積み立てる、もしくは地方債の 繰上償還に充当することとされているが、近年の状況によれば、笠置町はこの剰余金処分に ついては、財政調整基金の積み立てにのみ充当されている。経済状況が不安定な中、財政調 整基金に積み立てることは、財政運営上の健全性の確保につながることとなるが、その財源 を地方債の繰上償還に充当することも考えられたい。

財政分析の中にはさまざまな指標が示されているが、中でも財政構造の弾力性を示すのが 経済収支比率である。これは経常的に支出される経費に充てられる一般財源と、経常的に収 入される一般財源との比率とされ、この比率が低いほど財政上よいとされているが、笠置町 においては従前より100%を超えており、経常的に収入される一般財源の不足をあらわし ている。当該比率が平成25年度では105.8%となっており、平成24年度と比較する と1.0%の減率となっているが、依然として健全な財政構造ではないことが判断できる。

これまでも、さまざまな経費削減対策を講じられ、その経常的な支出の削減の一つの解決策として、前述した公債費削減につながる繰上償還の活用が上げられる。その意向のあらわれとして、本年度では減債基金に預金利子も含めて2,000万円余りの積み立てを実施されており、現在では1億4,378万8,000円の残高を有している。次年度以降のさらなる公債費負担軽減に活用されたい。

この公債費の財政指標には実質公債費比率がある。この指標は現在笠置町における公債費 負担が健全であるかを判別する比率であるが、今年度は前年度より1.6%減率となる 14.9%となっている。この比率は一部事務組合などが発行する地方債のうち、笠置町が 負担すべき額も含めて裁定されるため、削減には町単独の努力だけでは健全化を図れないも のであるが、年々減率を達成されていることは評価できる。引き続き、後年度負担を視野に 入れた計画的な地方債の発行、抑制に努められたい。

歳入面を確認すると、本年度も地方交付税の占める割合が高く、歳入総額14億514万9,000円のうち、地方交付税は7億1,063万8,000円であり、その約5割を占めている。地方交付税、とりわけ普通交付税については、国が定めた予算内で国が定めた基準によって、その団体に見合った金額を裁定・交付されるものであるがため、国の動向により増額・減額、いずれに左右されることとなる。また、普通交付税の裁定においては、国勢調査人口を基準とするものが少なくなく、今年度についても、昨年度より542万7,000円の減額となっているが、今後の交付額のさらなる減額があるものとして、行政運営の基盤整備、強化を図っていただきたい。そのために地方自治体の運営基礎となる町税徴収の重要性が再確認されることとなる。

普通交付税制度においては、地方自治体に収入される町税などと財政需要額との不足差額において交付されるが、町税の収入に対しては、その調定額もしくは調定見込み額の75%を歳入している。すなわち残り25%部分については徴収努力によって確保されるものとして位置づけられていること、また、需要額算定のひとつである徴税費においても、徴収率を用いて財政需要額を算定している状況である。今年度については、町税の不納欠損額として212万6,578円を計上されているが、未収金の取り扱いについては、総括意見でも述べていることではあるが、町税の適正な処理を実施していただき、住民に対して納税は義務であることの理解を深めるとともに、税の公平性を期するためにも、京都地方税機構と十分な連絡を図りながら、税収の確保に努められるよう今後も期待します。

歳出面においては、費用対効果の側面から町単独事業の廃止や見直し、事務事業の精査、また経費の節減など、経常経費の見直しなどに努められているところである。その中で、各種団体への補助金及び交付金などについては、担当課において内容を十分精査し、執行していただくことと、その補助金のあり方について再度基準の見直しが必要である。また、駐車場を初めとする土地の賃貸借契約において、地価公示価格などの契約額基準を設定し、その価格動向をもって契約を更新されるなど、担当各課、調整の上、新たな基準を行政運営に導

入されることも視野に入れていただきたい。

現在の行政運営については、近年、求められることが多様化しつつある反面、財源の確保が難しくなっている状況下にある。そのため、さらなる効率的な行政手腕が問われる時代となっているが、常に住民サービスを主眼とした行政のあり方を模索していただき、今後も人件費、扶助費、公債費を初めとする経費の抑制などに努力を期待したい。

## 平成25年度財政健全化審査意見書

#### 1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2、審査の結果

### (1)総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、 いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率、平成24年度、平成25年度、早期健全化基準。

- ①実質赤字比率、一 (バー)、一 (バー)、15.0%。
- ②連結実質赤字比率、一(バー)、一(バー)、20.0%。
- ③実質公債費比率、16.5%、14.9%、25.0%。
- ④将来負担比率、29.8%、28.2%、350.0%。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字とならなかったために、一 (バー) として表示。

### (2) 個別意見

# ①実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は14.9%と前年度と比較して1.6ポイント改善された。早期健全化基準を下回っているが、今後も引き続き有利な起債を充当することとし、実質公債費比率の抑制に努められたい。

#### ②将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は28.2%と前年度と比較して1.6ポイント改善された。 早期健全化基準を大きく下回っているが、今後も引き続き将来負担比率の抑制に努められた い。

# (3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はありません。

平成25年度経営健全化審査意見書

#### 1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2、審査の結果

#### (1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率、平成24年度、平成25年度、経営健全化基準。

①資金不足比率、一 (バー)、一 (バー)、20.0%。

資金不足比率が赤字とならなかったため、― (バー) として表示。

#### (2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。以上です。

議長(西岡良祐君) これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し同一 議題について3回ですので申し添えます。質疑はありませんか。2番、向出健君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

決算書の18ページ、住宅使用料についてですが、現年度分の予算が254万5,000円となっていますが、収入済額はそれを下回る235万1,100円となっています。また滞納についても、予算が86万8,000円に対して、収入済額46万600円となっています。なかなか家賃100%の収入というのは難しいとは思いますが、本来、住宅の使用料というのは収入に応じて決まっているものだと思います。どうしてこういう状況が生まれるのか、この住宅使用料の徴収に対してどういう業務を行っているか、努力をされているか、当局の説明を求めます。

議長(西岡良祐君) 建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君) 失礼いたします。ただいまの向出議員の質問にお答えさせていただきます。

御指摘のありましたとおり、住宅使用料現年度分につきましては、調定額が276万

3,600円に対しまして、収入済額が235万1,100円となっておりまして、収納率で申し上げますと85.1%となっております。同じく滞納額につきましても、調定額が351万9,970円に対しまして、収入済額が46万600円、同じく収納率でいたしますと13.1%となっております。

御指摘のありましたとおり、住宅家賃につきましては、入居者の収入に応じて家賃額を算 定するということになっております。

現在、町営住宅におきましては、管理戸数が74に対しまして、入居戸数が51ということになっておりまして、空き家が23ということになっております。滞納家賃の督促につきましては、これまでから定期的に督促状等を送付すると。あわせまして、担当職員により集金等、回らさせていただいているところではございますが、なかなか目標としております徴収率100%には届かないという実態がございます。

全ての原因ではないとは思うんですが、家賃の算定となりますのが、当該年度の2年前の所得に応じて算定されるということがありまして、実際の所得のあった年数と、それから家賃を納めていただく年度が異なってくるという、これまあ住民税等でも同じことになってまいりますが、例えば、お勤めをやめられて収入が下がったということで、今の現在の算定の家賃ではちょっと払うのが厳しいということで、おくれがちになっているというようなケースもございます。しかしながら、やはり家賃の納付の公平さというものを確保するために、今後も引き続きまして、督促状の発布なり、担当職員によります集金等を行いまして、収納率の向上に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長(西岡良祐君) 2番、向出健君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

再度の状況の確認なんけれども、全く支払わないという方が多いのか、それとも分割納付などの相談をして、ちょっとずつでも払っていただいているのか、実際どういう状況があるのかということについて、もう少し説明を求めたいと思います。

議長(西岡良祐君) 建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君) 失礼いたします。ただいまの向出議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

滞納者の方につきましても、全く払っていただく意思がないという方はおられませんで、 行くたびに幾らかずつでもというような形で、分納というような形で、努力はしていただい ておりますが、やはり現年度分、過年度分というような形で残っております場合、古い過年 度分を優先して納付をしていただくというような形をとらせていただいく必要もございます 関係で、過年度分を納めていただいて、現年度分が残ってしまうというようなケースも発生 しているというような状況でございます。以上です。

議長(西岡良祐君) ほかに質疑ありませんか。ないですか。2番、向出健君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

既に説明を受けたりもしていますが、決算書の24ページなんですけれども、いわゆる土 木費国庫補助金が予算額に対して収入済額がかなり低くなっているということが数字ででて いますけれども、これについてちょっと説明を求めたいと思います。

議長(西岡良祐君) 建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君) 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えさせて いただきたいと思います。

予算額に対しまして、国からの交付金が少なくなっているという部分につきましては、繰り越しということでさせていただいている関係で、平成25年度中に交付予定でありました 交付金が翌年度に繰り越されているということで、収入されていないということでの結果となっております。以上です。

議長(西岡良祐君) 7番、杉岡義信君。

7番(杉岡義信君) 7番、杉岡でございます。

1ページの欠損額、この欠損額なんですけれども、軽自動車の税、これは新車で買うたら 3年ですか、そして2年で車検があるんですけれども、これは税払わないと次の検査を受け られないという条件はついていると思うんですよ。ここには欠損額出ているわけでございま すけれども、その対応としてどういうような形で処理されているのか、ちょっとお聞きしま す。

議長(西岡良祐君) 税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) ただいまの杉岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

軽自動車税のこの欠損分でございますけれども、この軽自動車税のこの欠損分は、件数で言いますと3件になります。先ほどおっしゃいましたように、軽自動車税につきましては、税金を払わないと車検を受けられませんよということで、こういう未納があった場合は車検を受けられないわけなんですけれども、未納の方が仮におられましても、次の車検のときに滞納で次年度に繰り越されましても、車検のときに合わせて払われる方もおられますし、こういった形で不納欠損という形で、最後まで残ってくるケースというのは、もう本人さんは

廃棄しているような感覚で車を放置されておるんですけれども、そういった形でもナンバーがまだ返還されてないというような形のもので、長期に残されている車とがあるようです。 そういったものに関して、長年こういう放置がされておった状況の中で、不納欠損という形で時効が5年間経ちまして、不納欠損処理になっているというような形で、この3件上がってきているものと思われます。以上です。

議長(西岡良祐君) 7番、杉岡義信君。

7番(杉岡義信君) 7番、杉岡でございます。

今の説明ですと、1回目車検を受けて、その後はもうナンバーも返さずに放置されている んか、次の車検を受けてないという答弁ですね。そういうことですね。わかりました。

議長(西岡良祐君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君)なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成25年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(替成者举手)

議長(西岡良祐君) 挙手多数です。したがって、認定第1号、平成25年度笠置町一般会計 決算認定の件は認定することに決定いたしました。

これより10分間休憩いたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時46分

議長(西岡良祐君) 休憩前に引き続き再開いたします。

議長(西岡良祐君) 日程第5、認定第2号、平成25年度笠置町国民健康保険特別会計決算 認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 認定第2号、平成25年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件に ついて提案説明を申し上げます。 平成25年度笠置町国民健康保険特別会計の歳入総額は2億9,339万8,196円、 歳出総額が2億3,111万1,980円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 6,228万6,216円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお 願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者(前田早知子君) 失礼します。

それでは、認定第2号、平成25年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について 概要の説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額 と収入済額との比較の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、不納欠損 額及び収入未済額の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いいた します。

国民健康保険税、4,125万8,000円、5,302万3,062円、3,867万9,110円、85万5,620円、1,348万8,332円、マイナス257万8,890円。

使用料及び手数料、1万円、調定額、収入済額ともに3万7,700円、2万7,700円。

国庫支出金、4,765万9,000円、調定額、収入済額ともに6,346万814円、 1,580万1,814円。

療養給付費交付金、898万2,000円、調定額、収入済額ともに986万 3,000円、88万1,000円。

前期高齢者交付金、7,714万8,000円、調定額、収入済額ともに4,656万1,761円、マイナス3,058万6,239円。

府支出金、953万4,000円、2,591万2,564円、1,637万 8,564円。

財産収入、2万円、調定額、収入済額ともに4,036円、マイナス1万5,964円。 共同事業交付金、3,239万7,000円、調定額、収入済額ともに2,053万 573円、マイナス1,186万6,427円。 繰入金、1,243万2,000円、調定額、収入済額ともに1,132万6,534円、マイナス110万5,466円。

繰越金、2,272万5,000円、調定額、収入済額ともに7,681万4,724円、5,408万9,724円。

諸収入、12万7,000円、調定額、収入済額ともに20万7,380円、8万380円。

次のページに移らせていただきます。

歳入合計は2億5,229万2,000円、調定額、3億774万2,148円、収入済額、2億9,339万8,196円、不納欠損額、85万5,620円、収入未済額、1,348万8,332円、予算減額と収入済額との比較が4,110万6,196円です。続いて、5ページの歳出に移らせていただきます。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

総務費、204万2,000円、179万423円、25万1,577円。

保険給付費、1億6,527万5,000円、1億4,782万3,523円、 1,745万1,477円。

後期高齢者支援金等、2,547万2,000円、2,546万8,868円、3,132円。

前期高齢者納付金等、7万4,000円、2万4,294円、4万9,706円。 老人保健拠出金、7,000円、1,326円、5,674円。

介護納付金、1,163万8,000円、1,163万7,768円、232円。

共同事業拠出金、2,327万3,000円、2,247万7,691円、79万5,309円。

保健施設費、195万8,000円、153万1,638円、42万6,362円。 引き続いて7ページに移ります。

基金積立金、502万円、500万4,036円、1万5,964円。

公債費、5万9,000円、ゼロ円、5万9,000円。

諸支出金、1,547万4,000円、1,535万2,413円、12万1,587円。 予備費、200万円、ゼロ円、200万円。

歳出合計は2億5,229万2,000円、2億3,111万1,980円、

2, 118万20円。

決算書の33ページ、最終ページになります。実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

歳入歳出差引額が6,228万6,216円、実質収支額も同じく6,228万6,216円となっております。以上で、国民健康保険特別会計の決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員(西村典夫君) それでは、国民健康保険特別会計の決算意見書を報告させていただ きます。

平成25年度における決算額は、歳入総額2億9,339万8,196円、歳出総額2億3,111万1,980円で、歳入歳出差引額6,228万6,216円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税3,867万9,110円(13.2%)、前期高齢者交付金4,656万1,761円(15.9%)、国庫支出金6,346万814円(21.6%)、共同事業交付金2,053万573円(7.0%)、府支出金2,591万2,564円(8.8%)、療養給付費交付金986万3,000円(3.4%)となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が1億4,782万3,523円と歳出全体の64.0% を占め、後期高齢者支援金など2,546万8,868円(11.0%)、共同事業拠出金 2,247万7,691円(9.7%)となっている。

国民健康保険特別会計は、前年度繰越金が7,681万4,724円としているが、本年度の剰余金が6,228万6,216円となっていることからもわかるように、制度上流動的な要素が多分にあり、医療費の増減については予想が立てにくく、不用額が出ることはいたし方ないものと推察できる。そのため、診療報酬明細書などによる医療費の動向には常に留意するとともに、医療費の抑制を図るためにも、特定健診、保健指導を初めとする予防保健事業の実施に工夫と検討を加えて取り組み、さらなる厳しい状況を想定し対処していく必要がある。

一方、我が国の国民皆保険制度を支える国民健康保険において、この経済不況の折、保険税の税収確保をすることは非常に厳しく、本年度において保険税の不納欠損処理を行っているものの、その処理後の収入未済額が1,348万8,332円となっている。当該会計は

その支出を目的に税率を調整し、税額を算定することとしているため、国民健康保険事業の 健全な運営上、税収の確保が非常に重要であり基礎となっている。そのため保険税の徴収に は納付者へのその相互扶助制度と期限内納付を十分に理解いただき、財源の確保に努めてい ただきたい。

昨年度の収入未済額1,612万6,962円と比較すると、その徴収率は向上している。 滞納分の徴収については、京都地方税機構と連携を図り、今後もその徴収に努力されたい。

なお、短期健康保険証の発行に当たっては、納税者の納税への理解に努め、納付を促進するよう強く望むものであります。以上です。

議長(西岡良祐君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、向出健君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

決算書の30ページですが、積立金として支出済額として500万4,036円が計上されています。以前の説明でも、ここ最近では、こうした積立金ができているというふうにお聞きをしていますが、本来ならば、こうした積立金が発生するのであれば、保険税の引き下げなども考えられると思うのですが、この積立金について、当局としてのお考えをお聞きします。

議長(西岡良祐君) 税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) それでは、向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

この積立金500万につきましては、昨年の3月に医療費が、25年度につきましては、 通年に比べましてかなり減額されておりましたので、今後の余剰金の見通しも立ったことか ら、積立金という形で500万させていただいたところです。

国民健康保険の基金条例におきましては、国民健康保険の特別会計に基金積立をする場合は、予算化する必要があるということになっておりますので、こういった形で余剰金に見込みが立った場合、積立金という形で予算化させていただいて、基金のほうに積み立てていくという形をとらせてもらっております。

それに加えまして、先ほど積み立てるあれがあるんであれば、保険料をというお話がありましたけれども、実際、今回差し引きいたしまして6,200万の繰り越しといいますか、差引実質収支額が出ておるわけなんですけれども、この6,200といいますのは、前年度繰り越し分が7,600ほどございまして、そうした形で前年度繰越額もありますし、今回の交付金のもらい過ぎています超過分が、26年度に返還する分も出てきております。そういった中で計算しますと、実質単年度で考えますと約2,000万ほどのマイナスが出るこ

とが事実でございます。そういったことによりまして、今現在としては基金にできる範囲積み立てていく努力を重ねておりますけれども、実質単年度で考えますと国民健康保険もこれだけの差し引きの残高を出しておりますけれども、決して安泰なものではないと、そういったところから、保険税を下げていくとかいうことはまだ考えるのにはちょっと早いように思います。以上です。

議長(西岡良祐君) よろしいですか。ほかに。5番、瀧口一弥君。

5番(瀧口一弥君) 5番、瀧口です。

2ページで、収入未済額に対して不納欠損額なんですが、収入未済額が1, 350万ほど、不納欠損額が85万円ですけれども、これ割合にすると6%になるわけですけれども、この6%の評価ですね。町での場合は、1, 500万の未済額に対して欠損額が210万、約14%になるわけですね。この6%はどのように評価できるのか、ちょっと教えていただけますか。

議長(西岡良祐君) 税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) 瀧口議員の御質問にお答えしたいと思います。

国民健康保険の不納欠損につきましては59件ございます。収入未済額につきましては、これは現年、滞納含めまして959期分ございます。こういった中で、町税と比較したあれはないんですけれども、基本的に税機構のほうが、今いろいろと徴収のほうを回ってくれておりまして、その成果が国民健康保険のほうでは、かなり出ているんではないかなというように思われ、徴収額も上がっているように思われます。また、国民健康保険につきましては、滞納等がございますと、保険証が短期証に変わったりというようなこともございますので、比較的そういった形で収納もふえてきているんではないかなと。また、短期証を交付する際も、一定納付相談なり、口座振替への指導等も行っておりますので、そういう一定の成果があらわれたことではないのかなというふうに思われます。以上です。

議長(西岡良祐君) ほかにありませんか。5番、瀧口一弥君。

5番(瀧口一弥君) 引き続きまして、不納欠損の件についてお尋ねいたします。

これ、基本的に85万という数字なんですけれども、不納欠損になる条件というか、もう これで取れへんわという条件は、どのような状況になったときになるのか教えていただけま すか。

議長(西岡良祐君) 税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) 失礼します。瀧口議員の御質問にお答えしたいと思います。

不納欠損につきましては、これはもう町税等も同じ扱いになっておるんですけれども、未納があった場合、納期限後約20日以内に、町のほうから督促状が送付されることになります。その後、税機構に移管されまして、機構のほうからは、2カ月に1回程度になるかと聞いているんですが、一斉に催告状が送付されることになります。その後、納付ですとか、納税者さんから特段連絡もないと、機構のほうも連絡をとり合ってするわけなんですけれども、そういった場合に連絡がとれないといった場合は、納付が見込めないといった場合、判断された場合は、財産、預金等の差し押さえが、そういう措置が行われることになります。そういった中で、このような対応が行われましても、機構の調査等で財産や預金等がないと判断された場合は、これ執行停止という形になりますし、財産、預金等が調査の中で見つからない、調査している間に時効が成立した場合は、こういった場合は地方税法第18条の地方税の時効消滅によりまして不納欠損という形になります。町のほうでその最終判断をいたしまして、5年間経過したものにつきましては、そういう判断をした中で不納欠損というような処理をさせていただいております。

議長(西岡良祐君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成25年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手多数です。したがって、認定第2号、平成25年度笠置町国民健康 保険特別会計決算認定の件は認定することに決定いたしました。

議長(西岡良祐君) 日程第6、認定第3号、平成25年度笠置町簡易水道特別会計決算認定 の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 認定第3号、平成25年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件につい

て提案説明を申し上げます。

平成25年度笠置町簡易水道保険特別会計の歳入総額は6,434万9,951円、歳出総額が6,243万6,954円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに191万2,997円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者(前田早知子君) 失礼します。

それでは、認定第3号、平成25年度笠置町簡易水道特別会計の決算認定に係る歳入歳出 決算について概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明いたします。

決算書につきましては1ページのほうをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ円の場合は割愛させていただきます。

分担金及び負担金、20万円、調定額、収入済額ともに40万円、20万。

使用料及び手数料、3,301万7,000円、3,397万3,530円、3,306万720円、91万2,810円、4万3,720円。

財産収入、2万5,000円、調停額、収入済額ともに1万9,752円、マイナス 5,248円。

繰入金、3,065万6,000円、調定額、収入済額ともに2,965万7,000円、マイナス99万9,000円。

繰越金、121万1,000円、調定額、収入済額ともに121万1,535円、 535円。

諸収入、2,000円、調定額、収入済額ともに944円、マイナス1,056円。

歳入合計6,511万1,000円、6,526万2,761円、6,434万9,951円、91万2,810円、マイナス76万1,049円。

続いて、歳出に移らせていただきます。

決算書は3ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

総務費、742万2,000円、729万5,940円、12万6,060円。

衛生費、2,104万1,110円、1,850万5,272円、253万5,838円。

公債費、3,663万7,000円、3,663万5,742円、1,258円。

予備費、1万890円、ゼロ円、1万890円。

歳出合計、6,511万1,000円、6,243万6,954円、267万 4,046円。

続いて、決算書最終ページの15ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額が191万2,997円、実質収支額も同じく191万2,997円、地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額を95万7,000円計上しております。以上、簡易水道特別会計の歳入歳出決算、概要説明を終わらせていただきます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。 監査委員(西村典夫君) 簡易水道特別会計の決算の意見書を報告させていただきます。

平成25年度における決算額は、歳入総額6,434万9,951円、歳出総額6,243万6,954円で、歳入歳出差引額191万2,997円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が3,306万720円(51.4%)、一般会計 と基金からの繰入金が2,965万7,000円(46.1%)となっている。

歳出の主な内訳は、公債費が3,663万5,742円(58.7%)、衛生費が1,850万5,272円(29.6%)となっている。

平成24年10月から水道料金が改定されたため料金収入も増加しているが、依然として 一般会計から財源補塡額を繰り入れている。

その補塡内容として、起債償還財源補塡分とされていることからも、当該会計において公債費が多大となっていることが理解されていることと思う。この公債費は水道施設の建設費などに充てられた企業債の償還であるが、その性質上、償還期間は長く設定され、単年度支出を平準化していることとしても、現状では歳出の約6割を占めている。当町の水道供給人口が低いことが、よりこの公債費を大きくしている要因の一つとなるが、一般会計でも述べたように、経常経費の削減策として企業債の繰上償還を実施することも一考いただきたい。

毎年度、起債償還に対し一般会計より補塡することとするならば、一般会計及び簡易水道 特別会計ともに、相対的な削減につながると考える。また、公営企業として今後の施設の修 繕、改修を計画し、経営方針を明確にするとともに、独立採算制の趣旨から能率的かつ効率 的な経営基盤を確立し、健全な運営に努められたい。以上です。 議長(西岡良祐君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。ないですか。5番、瀧 ロ一弥君。

5番(瀧口一弥君) 5番、瀧口でございます。

再度、収入未済額についての質問をいたします。

収入未済額が91万2,000円上っておりますが、これ調定額の約2.6%に当たります。水道事業というのは一つの事業ですから、商売に似たところがあると思いますけれども、3,397万のうち91万2,000円も、もらいにくいお金があるということは、もしこれを事業を営んでいるとすれば、非常に困難な状況と言わざるを得ません。この件に関して、もうちょっと収入未済額を少なくするという方法はとっておられますか。

議長(西岡良祐君) 建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君)失礼いたします。ただいまの瀧口議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、御指摘のありましたとおり、収入未済額の総額といたしまして、91万2,810円ということで計上されております。この内訳を見ますと、このうち現年度分、平成25年度に係る分につきましては、こちらの決算書にも記載しておりますとおり、調定額が3,317万4,250円に対しまして3,277万7,440円ということで、収納率につきましては約98.8%というようになっております。現年度分に限って申し上げますと、収入未済額は39万6,810円ということになっております。残りの51万6,000円につきましては、過年度以前の滞納分の繰り越しとなっておりまして、こちらのほうが調定額で78万280円、収納額のほうで26万4,280円となっておりまして、こちらにつきましては、やはり何分、以前の滞納分ということでございまして、徴収率につきましても、33.9%にとどまっておるところでございます。

今おっしゃっていただきましたとおり、企業会計でありながら未収金があるというのはどうかというような御指摘でございまして、私どものほうといたしましても、同じように徴収率というものは常に100%を目指しておるところでございます。現年度につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、かなり高い徴収率98.8%、これ昨年と比べますと若干、0.3%程度減少はしておるんですが、かなり高い水準となっておるかと思いますが、今後も引き続きまして100%を目指していきたいと思っております。

ただ、滞納分につきましては、既に転出されておるような、以前古い分が残っておりまして、今後そちらのほうの処理をどのようにしていくかということを考えていきたいと、この

ように考えております。以上です。

議長(西岡良祐君) 3番、大倉博君。

3番(大倉 博君) 3番、大倉です。

この一般会計の繰入金が 2, 8 0 0 万余りありますね。これは公債費の監査委員の西村君のほうからありましたけれども、これは大体何年間ぐらいかかるんですか、償還というものは。大体で結構ですけれども。

建設産業課長(市田精志君)失礼いたします。ただいまの大倉議員の質問にお答えさせていた だきたいと思います。

今ちょっと手元に詳しい資料は持っておりませんが、長期の企業債ということで、古い分につきましては、借り入れから償還までの据え置き期間等10年、その後償還期間が30年というように設定されているものが大半でございます。以上です。

議長(西岡良祐君) 3番、大倉博君。

3番(大倉 博君) といいますのは、笠置町の人口も2040年には700人とか、あと二十何年後にはそういう。それと、要するに水道の使用料何かも、これが極端に減ってくると思うんですよ。だから、いつまでもこの償還が長いことあれば、余計赤字がもっとふえるというかね。だから、その辺のいずれまた水道料金を、この前3%、消費税の分上がりましたけれども、いずれまた、この前課長に聞いたら10%に上げれば、また2%上げるという話なんですけれども、それ以上に上げな……、時期というかね、来る可能性があると思うんですよ。その辺どうですか。

議長(西岡良祐君) 建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君) 失礼いたします。ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、消費税につきましては、これは当然、国の消費税及び地方消費税ということで、簡易水道事業も課税事業者という位置づけになっておりますので、今後の動向によるものかと思いますが、現在の8%が10%に引き上げられた場合、これはもう水道も課税事業者といたしまして、消費税はあくまで消費者転嫁という形になってまいりますので、2%また引き上げをさせていただく必要があると、これはもういたし方ないことかと存じております。

あと、今後まだ20年、30年という長い償還期間を、これを今後どのように考えていくかということでございますが、御指摘のありましたとおり、平成24年度に料金改正をさせていただいた以降、確かに料金収入のほうは改定分ということで調定額等は上がっておりま

すが、引き続きまして、使用水量の減少というのは続いております。平成24年度と25年度を比較いたしましても、トータルで約2.8%、6,132トンほど、前年度と比較して使用水量が減っているという現実がございます。

このようなことを考えますと、今後、時期的なもの等につきましては、また議会の皆様と 御相談させていただいた中でということにはなるかと思いますが、また消費税以外の料金改 定というものも考えていく必要があると思っております。以上でございます。

議長(西岡良祐君) ほかにありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成25年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手多数です。したがって、認定第3号、平成25年度笠置町簡易水道 特別会計決算認定の件は認定することに決定いたしました。

議長(西岡良祐君) 日程第7、認定第4号、平成25年度笠置町介護保険特別会計決算認定 の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 認定第4号、平成25年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成25年度笠置町介護保険特別会計の歳入総額は2億4,330万3,810円、歳出総額が2億2,718万2,520円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1,612万1,290円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者(前田早知子君) 失礼します。

それでは、認定第4号、平成25年度笠置町介護保険特別会計決算認定に係りまして概要 説明を申し上げます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書の1ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄の数値を朗読させていただき説明にかえさせていただきます。なお、収入未済額の欄がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、保険料、3,598万2,000円、4,095万695円、3,698万7,220円、396万3,475円、100万5,220円。

使用料及び手数料、1,000円、調定額、収入済額ともに700円、マイナス300円。 国庫支出金、5,447万円、調定額、収入済額ともに5,881万5,081円、 434万5,081円。

支払基金交付金、6,459万円、調定額、収入済額ともに6,290万8,000円、マイナス168万2,000円。

府支出金、3,338万5,000円、調定額、収入済額ともに3,319万692円、マイナス19万4,308円。

財産収入、1,000円、調定額、収入済額ともに25円、マイナス975円。

繰入金、3,386万4,000円、調定額、収入済額ともに3,287万1,764円、マイナス99万2,236円。

繰越金、1,260万1,000円、1,852万8,125円、592万7,125円。 諸収入、4,000円、調定額、収入済額ともに2,203円、マイナス1,797円。 次のページに移って、歳入合計になります。2億3,489万8,000円、2億 4,726万7,285円、2億4,330万3,810円、396万3,475円、 840万5,810円です。

続いて、歳出に移らせていただきます。

次のページ、5ページになります。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読させていただいて説明にかえさせていただきます。

総務費、497万7,000円、481万6,372円、16万628円。

保険給付費、2億2,075万3,098円、2億1,503万4,706円、571万

8,392円。

地域支援事業費、554万2,000円、476万8,306円、77万3,694円。 基金積立金、105万6,000円、100万25円、5万5,975円。

公債費、3万円、ゼロ円、3万円。

予備費、97万3、902円、ゼロ円、97万3、902円。

諸支出金、156万6,000円、156万3,111円、2,889円。

歳出合計、2億3,489万8,000円、2億2,718万2,520円、771万 5,480円です。

決算書最終ページ、29ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額が1,612万1,290円、実質収支額も1,612万1,290円となっております。以上、介護保険特別会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。 議長(西岡良祐君) 続きまして、監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。 監査委員(西村典夫君) 介護保険特別会計の決算の検証を報告させていただきます。

平成25年度決算額は、歳入総額2億4,330万3,810円、歳出総額2億2,718万2,520円で、歳入歳出差引額1,612万1,290円の剰余金を計上した。 歳入の主な内訳は、保険料3,698万7,220円(15.2%)、支払基金交付金6,290万8,000円(25.9%)、国庫支出金5,881万5,081円(24.2%)、府支出金3,319万692円(13.6%)となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が2億1,503万4,706円(94.7%)、地域支援事業費は476万8,306円(2.1%)となり、合わせると前年度から917万9,419円の増額となった。

当町では65歳以上の人口が約4割を占めるほど高齢化が進み、高齢者のみの世帯や独居世帯が年々増加している。このため老々介護や家族だけで介護を行うことが困難である状況が進んでおり、家族及び高齢者の大きな不安要素となっているのが実情である。介護保険制度が安定した制度として維持していくためにも、介護予防事業や健康づくりの取り組みの充実を図られるよう希望する。

なお、当会計を支える第1号被保険者についての保険料の収入未済額が396万 3,475円と滞納総額は年々増加しており、今後、累積額が増加しないよう未納者に対し 制度の理解と徴収の促進に努力されたい。以上です。

議長(西岡良祐君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。ないですか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成25年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手多数です。したがって、認定第4号、平成25年度笠置町介護保険 特別会計決算認定の件は認定することに決定いたしました。

議長(西岡良祐君) 日程第8、認定第5号、平成25年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 認定第5号、平成25年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件 について提案説明を申し上げます。

平成25年度笠置町後期高齢者医療特別会計の歳入総額は6,106万5,355円、歳出総額が6,046万3,855円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに60万1,500円となっております。以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者(前田早知子君) 失礼します。

それでは、認定第5号、平成25年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定に係りまして概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明いたします。

決算書の1ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額の 比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

後期高齢者医療保険料、2,152万9,000円、2,250万5,094円、

2,064万8,183円、185万6,911円、マイナス88万817円。

使用料及び手数料、4,000円、調定額、収入済額ともに1,000円、マイナス3,000円。

繰入金、3,972万円、調定額、収入済額ともに3,928万8,954円、マイナス43万1,046円。

繰越金、62万5,000円、調定額、収入済額ともに85万1,714円、22万6,714円。

諸収入、38万4,000円、調定額、収入済額ともに27万5,504円、マイナス 10万8,496円。

歳入合計、6,226万2,000円、6,292万2,266円、6,106万5,355円、185万6,911円、マイナス119万6,645円です。

続いて、歳出に移らせていただきます。

次のページ、3ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

総務費、34万2,000円、25万235円、9万1,765円。

後期高齢者医療広域連合納付金、6,081万5,000円、5,945万1,498円、136万3,502円。

諸支出金、63万6,000円、48万7,952円、14万8,048円。

保険事業費、36万9,000円、27万4,170円、9万4,830円。

予備費、10万円、ゼロ円、10万円。

歳出合計は6,226万2,000円、6,046万3,855円、179万 8,145円です。

決算書の最終ページ、13ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額が60万1,500円、実質収支額も同じく60万1,500円です。以上、後期高齢者医療の決算の概要説明とさせていただきます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員(西村典夫君) 後期高齢者医療特別会計の決算の意見書を報告させていただきます。

平成25年度決算額は、歳入総額6,106万5,355円、歳出総額6,046万3,855円で、歳入歳出差引60万1,500円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料2,064万8,183円(33.8%)、一般会計からの繰入金3,928万8,954円(64.3%)となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が5,945万1,498円と、全体の98.3%を占めている。

当会計は、平成20年度に新設された特別会計にもかかわらず、普通徴収分の保険料の滞納額は年々増加するばかりである。高齢化の進む当町としては、当該会計も後期高齢者に係る医療費の増減のため、不確定要素によって左右されるという流動的性質が多分にあるとは思われるが、保険料については、督促状の発布など滞納額が増加しないように徴収にされ、効率的な財政運営を図ることを期待する。以上です。

議長(西岡良祐君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、大倉博君。

3番(大倉 博君) 3番、大倉です。

先ほどの水道料金と同じく一般会計からの繰入金が3,900万、いわゆる64.3%ですか、このようになっていますけれども、笠置町の老人人口、後期高齢者というのは75歳以上だと思うんですけれども、今何人ぐらいおられるんですか。

議長(西岡良祐君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問でございまして、75歳以上が後期高齢の被保険者数ということになりますので、26年3月末のデータではございますが、365名ということでございます。

議長(西岡良祐君) 3番、大倉博君。

3番(大倉 博君) 365という数字をいただきましたけれども、今後ますます笠置町も、 監査結果も書いていますように高齢化が進んで、もっとふえてくると思うんですよね。そう すると、この一般会計からの繰入金というのはますますふえてくるんじゃないかと思うんで すけれども、そうするとまた保険料の値上げとか、そういう形にもなってくるとは思うんで すけれども、高いか安いか私もわかりませんけれども。それと、この一般会計繰入金という のは、他市町村、この近隣でもいいんですけれども、その比率的には、もしわかれば教えて いただけますか。

議長(西岡良祐君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。ただいまの大倉議員の御質問でございます。 まず、人口予測でございますが、高齢化率は当然高くなっておりますが、母体が少なくな っておりますので、人口の人数自体は65歳以上人口も同じことが言えるんですけれども、 そんなに急激な増加はないというふうに見込んでおります。

ただし、高度医療化等々でかかる給付費については当然上がってきますので、その面で今後保険料というのは、今の制度でいくならば、やはり上がらざるを得ないだろうというふうには予測しております。

それとあと給付費でございますが、全て法定給付分でございます。保険基盤安定繰入金につきましても、保険料の軽減対象が多くなれば、その分一般会計で持つ分も当然多くなる。 療養給費については、笠置町で療養給付にかかっておられた分の12分の1を一般会計で補填するということになりますんで、その分も当然ふえれば多くなってくるというふうなことになろうかと思います。

ほかの財政規模の調査については、ちょっと資料を持ち合わせませんので、また後日調査 してお答えさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長(西岡良祐君) よろしいか。ほかに質疑。5番、瀧口一弥君。

5番(瀧口一弥君) 5番、瀧口です。

これの3ページで、歳出のほうなんですけれども、歳出6,200万、これの款の2の後期高齢者医療広域連合納付金6,008万ですか。これ、率に直すと97.6%、ここに使っているわけですね。6,200万のうちの97.6%をここに該当しているんですね。それで、このページの9ページを見てみると、2の後期高齢者医療広域連合納付金、款も項も目も、同じ内容で書いてこれだけの説明しかないですけれども、これはこんなもんでいいんですか。ちょっとお尋ねします。

議長(西岡良祐君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。ただいまの瀧口議員の御質問でございます。

予算の組み立てにつきましては、款・項・目・節というふうな形で、当初組ましていただくわけでございますが、その節のありようについては、その所管課の範疇になろうかと思うんですけれども、今言われましたとおり、その額が九十何%占める中で、納付金一本で区分けしているというのは、確かに親切ではないというふうに私のほうも感じるところでございます。できるなら、この中には何が入っているのかと言いますと、先ほど言いました療養給付費、笠置町が広域連合に払うべき分、一般会計でもらう12分の1の分、それから保険基盤安定の分、それから大きな比率を占めますのが保険料、皆さんから徴収させていただいたお金をそのまま連合のほうに納めさせていただいた。その3つが大きな金額になろうかと思

います。参考にそのほかも事務費ということで、京都府の広域連合を運営する共同運営費的なものも含まれております。

御指摘いただきましたからというわけでございませんが、その辺は考慮して、今後予算なり決算をさせていただきたいと考えております。以上です。

議長(西岡良祐君) よろしいか。5番、瀧口一弥君。

5番(瀧口一弥君) 瀧口です。

大体わかりました。款のほうはこれで結構ですけれども、目のほうで、もう少しわかりや すい説明を来期にはつけていただいたら、よろしくお願いいたします。

議長(西岡良祐君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成25年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手多数です。したがって、認定第5号、平成25年度笠置町後期高齢 者医療特別会計決算認定の件は認定することに決定いたしました。

議長(西岡良祐君) これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月22日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午前11時55分